

# 老齢福祉年金 増額された受給額

年金法改正でお年寄りにプレゼント

## 所得制限なども大幅に緩和

昭和三十六年四月、拠出制の国民年金がはじまつたときすでに高齢に達していたなど、理由で、この制度に入することのできなかつた人たちを対象に、現在保険料をかけなくともよい(無拠出制)福

祉年金の支給が行なわれています。この制度は、拠出制より足先の三十四年十一月にスタートして以来、例年年金額の引き上げなどいろいろと改善がはかられていますが、今年六月の国民年金法改正によつて、年金受給額の引き上げが実現されました。

今回の改定でよく目立つたことは、老齢福祉年金が、ややも月額にして一千円も増額(年額にして一万七千六百円から三万九千六百円に)されました。

このほか、以前から要望の強かった本人扶養義務者の所得制限などを大幅に緩和され得制限なども大幅に緩和され得制限などを緩和され得制限を設けるべきだと思われますので、早めに

このほか、以前から要望の強かった本人扶養義務者の所

得制限などを緩和され得制限などを緩和され得制限を設けるべきだと思われますので、早めに

区分	現行	改善後	実施年月
拠出年金	障害級(一) 10,000円 120,000円 "級(二) 8,000円 96,000円 母子・遺児 7,600円 91,200円	障害級(一) 11,000円 132,000円 "級(二) 8,800円 105,600円 母子・遺児 8,400円 100,800円	47年7月
福祉年金	老齢 (2,300) 27,600 障害 (3,400) 40,800 母子 (2,900) 34,800 準母子 (〃)	老齢 (3,300) 39,600 障害 (5,000) 60,000 母子 (4,300) 51,600 準母子 (〃)	47年10月
		円(年額にして一万七千六百円が三千三百円に)	したがって、年額にして三万九千六百円に)

( )内は月額

### ○所得制限の緩和(46年の所得)

実施時期 47.5から

扶養親族等の数	本人所得制限限度額		備考
	②老齢・障害の受給権者	④配偶者、扶養義務者の所得制限の限度額	
0	380,000	1,075,750	③社会保険料としまして控除された金額が加算される。
1	505,000	1,210,750	④社会保険料として「三百円くらいい」手数料として「二百円くらいい」
2	640,000	1,345,750	が必要です。年金についてわざわざ年金証書と戸籍や住民票の請求手続きをとるようすめします。また、これらの請求手続きには「印かん」公的年金を受けている人は、その年金証書と戸籍や住民票の請求手続きをとるようすめします。
3	775,000	1,480,750	社会保険料としまして控除された金額が含まれます。
4	910,000	1,615,750	社会保険料として「三百円くらいい」手数料として「一百円くらいい」
5	1,045,000	1,750,750	が必要です。年金についてわざわざ年金証書と戸籍や住民票の請求手続きをとるようすめします。

以下略(照会、問い合わせは市民課年金係へ)

### ○恩給等との併給制限の緩和

○戦争公務によるもの
中尉以下福祉年金を全額併給
○一般の公的年金
併給限度額……6万円 (6万円)-(公的年金額)=(福祉年金併給額)

上位の高齢者のうち約八〇%の人がこの年金を、残りの人が恩給や厚生年金の支給を受けています。しかし、今までで所得制限に該当されていました。

拠出年金では、今回の改定で、諸手続の変動にあつて改正後は、支払い期日ごとに一万三千二百円を受けてとあります。また、これらの所得制限は、年金を受けることができると思われますので、早めに

奥さん自身の年金ではありません。

奥さん、あなたはご自分の年金にお入りでしょうか。

これからは、ご主人に年金奥さんにも年金、ひとりひとりに年金の時代がやってきます。

夫が老齢年金を受けるときには、これは扶養計算で奥さん自身の年金ではありません。

これが扶養計算で奥さん自身の年金ではありません。

奥さん自身の年金ではありません。

&lt;p